

令和4年第4回防府市議会定例会会議録（その5）

○令和4年12月14日（水曜日）

○議事日程

令和4年12月14日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第67号 令和4年度防府市一般会計補正予算（第6号）
（予算委員会委員長報告）
- 4 議案第69号 令和4年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
議案第73号 令和4年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第76号 令和4年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）
（以上産業建設委員会委員長報告）
議案第71号 令和4年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第77号 指定管理者の指定について
議案第81号 防府市学校給食費に関する条例の制定について
（以上教育民生委員会委員長報告）
議案第78号 指定管理者の指定について
議案第79号 防府市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定
について
議案第80号 防府市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
議案第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
備に関する条例の制定について
議案第84号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
（以上総務委員会委員長報告）
- 5 選任第 8号 防府市監査委員の選任について
- 6 議案第85号 土地の取得について
議案第86号 土地の取得について
- 7 議案第87号 工事請負契約の締結について
- 8 議案第88号 防府市職員退職手当支給条例中改正について
- 9 常任委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	河村孝君	2番	田中健次君
3番	山田耕治君	4番	吉村祐太郎君
5番	松村学君	6番	久保潤爾君
7番	森重豊君	8番	石田卓成君
9番	牛見航君	10番	梅本洋平君
11番	三原昭治君	12番	村木正弘君
13番	高砂朋子君	14番	和田敏明君
15番	宇多村史朗君	16番	藤村こずえ君
17番	曾我好則君	18番	青木明夫君
19番	橋本龍太郎君	20番	河杉憲二君
21番	安村政治君	22番	上田和夫君
23番	今津誠一君	24番	清水力志君
25番	田中敏靖君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	池田豊君	副市長	森重豊君
教育長	江山稔君	代表監査委員	末吉正幸君
上下水道事業管理者	河内政昭君	総務部長	能野英人君
人事課長	大倉孝規君	総合政策部長	石丸泰三君
地域交流部長	杉江純一君	生活環境部長	金澤哲君
健康福祉部長	藤井隆君	産業振興部長	白井智浩君
土木都市建設部長	石光徹君	入札検査室長	河村明夫君
会計管理者	寺畑俊孝君	農業委員会事務局長	國本勝也君
監査委員事務局長	廣中敬子君	選挙管理委員会事務局長	森田俊治君

消 防 長 米 本 静 雄 君 教 育 部 長 高 橋 光 男 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 藤 井 一 郎 君 議 会 事 務 局 次 長 石 井 朋 子 君

午前 10 時 開 議

○議長（田中 敏靖君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（田中 敏靖君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。12番、村木議員、13番、高砂議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

議案第67号令和4年度防府市一般会計補正予算（第6号）

（予算委員会委員長報告）

○議長（田中 敏靖君） 議案第67号を議題といたします。

本案については、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。久保予算委員長。

〔予算委員長 久保 潤爾君 登壇〕

○6番（久保 潤爾君） さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第67号令和4年度防府市一般会計補正予算（第6号）につきまして、去る12月6日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等でございますが、子育て世帯生活応援事業について、「15歳以下の子どもがいる世帯に対し、子ども1人あたり1万円のクーポン券を配付することだがいつ頃発送するのか。また、クーポン券の使用期限はいつまでか」との質疑に対し、「クーポン券は2月上旬に発送し、2月中には対象世帯に届くようにしたいと考えております。また、クーポン券の使用期限は7月末まででございます」との答弁がございました。

次に、中小企業原油価格・物価高騰対策事業のうち、運送事業者等緊急支援事業補助金について、「事業用車両等を対象とした事業であるが、業種の制限はあるか。また、個人経営の場合は自家用と兼ねていることもあり、事業用と判断するのは難しいと考えるがい

かがか」との質疑に対し、「緑や黒ナンバーの車両や年間2万キロ以上使用する事業用車両等を対象としており、業種は限定しておりません。また、個人経営の場合など、事業の用に供する車両としての判別は、税務申告資料等により行いたいと考えております」との答弁がございました。

また、中小事業者等物価高騰対策事業補助金について、「補助対象事業として、デジタルを活用したシステムの導入等を例示されているが、デジタル化以外にも、物価高騰等の影響による厳しい経営状況を乗り越えるための売上の向上や、業務の効率化に資する取組であれば対象になると考えてよいか。また、審査基準について伺う」との質疑に対し、「デジタル化に限らず事業の趣旨に沿う取組であれば、審査の上、対象とします。審査基準につきましては、これまでの類似企業の基準を基に中小企業診断士等の御意見も踏まえながら審査を行うことを考えております」との答弁がございました。

次に、債務負担行為補正のうち緊急浚渫推進事業について、「浚渫についてはこれまで緊急性の高い箇所を積極的に実施されているが、このたび、新たに3河川の浚渫を実施するのはどのような理由からか」との質疑に対し、「令和4年度は34河川の浚渫を行っておりますが、今年度、浚渫の対象としていなかった河川や市民から要望のあった箇所など、来年の出水期までに浚渫が必要な箇所を計上しております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 質疑を終結して、討論を求めます。5番、松村議員。

○5番（松村 学君） 「防府一番」でございます。令和4年度防府市一般会計補正予算（第6号）につきまして、賛成の立場で討論いたします。

本予算につきましては、9月議会終了後に防府市議会議員が全員で市長のところへ要望に参りましたけれども、原油価格・物価高騰対策につきまして、全て具現化された予算であります。歳入歳出それぞれ11億4,010万円という巨額の規模でございます。先ほど予算委員長より報告がございましたが、子育て世帯生活応援事業、また市民生活応援事業におきましてはプレミアム付商品券等が、また2月以降しっかりと防府の、また景気の下支えとともに市民の皆さんの生活を大きく支援するものでございます。

また、中小事業者等物価高騰対策事業や運送事業者等緊急支援事業、また畜産経営継続緊急支援事業につきましても、各業界の皆様方の物価高騰対策を支えるものでありまして、

大いに感謝するものでございます。

来年度の予算におきましても、切れ目のない予算編成になりまして支援していただくことを強く要望いたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（田中 敏靖君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決されました。

議案第69号令和4年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第73号令和4年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第76号令和4年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）

（以上産業建設委員会委員長報告）

議案第71号令和4年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第77号指定管理者の指定について

議案第81号防府市学校給食費に関する条例の制定について

（以上教育民生委員会委員長報告）

議案第78号指定管理者の指定について

議案第79号防府市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議案第80号防府市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第82号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第84号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

（以上総務委員会委員長報告）

○議長（田中 敏靖君） 議案第69号、議案第71号、議案第73号、議案第76号から議案第82号まで、及び議案第84号の11議案を一括議題といたします。

まず、産業建設委員会に付託されておりました議案第69号、議案第73号及び議案第76号の3議案について、産業建設委員長の報告を求めます。安村産業建設委員長。

〔産業建設委員長 安村 政治君 登壇〕

○21番（安村 政治君） さきの本会議におきまして、産業建設委員会に付託となりま

した議案第69号、議案第73号及び議案第76号の3議案につきまして、去る12月9日に委員会を開催し審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第69号令和4年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）の主な質疑等を申し上げますと、「インターネット等の投票による売上げが好調とのことであるが、売上げ全体に占める割合はどの程度であるか」との質疑に対し、「インターネット等の投票による売上げは年々伸びており、今年度におきましてもある程度の増収を見込んでおりましたが、予想を上回る伸びとなっており、売上げ全体に占めるインターネット等の投票の割合は約75%に相当し、昨年度よりもさらに増えております」との答弁がございました。

なお、議案第73号令和4年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第76号令和4年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）の2議案につきましては、特段、御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、3議案とも全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 次に、教育民生委員会に付託されておりました議案第71号、議案第77号及び議案第81号の3議案について、教育民生委員長の報告を求めます。藤村教育民生委員長。

〔教育民生委員長 藤村こずえ君 登壇〕

○16番（藤村こずえ君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第71号、議案第77号及び議案第81号の3議案につきまして、去る12月8日に委員会を開催し審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第81号防府市学校給食費に関する条例の制定について、質疑等の主なものを申し上げますと、「令和5年度から学校給食費を公会計にすることだが、全国的には特別会計で扱う自治体と一般会計で扱う自治体と両方ある。本市はどちらの会計で実施するのか。また、費目はどうなるのか」との質疑に対し、「学校給食費は一般会計で取り扱います。費目については歳入として学校給食費を設定し、歳出として賄い材料費を設定します」との答弁がございました。さらに、「学校給食費の徴収方法はどうなるのか。また、滞納にはどのように対応するのか」との質疑に対し、「徴収方法については原則口座振替とし、5月から翌年3月までの各月に納付していただくことにしております。滞納

については督促状や催告書をお送りすることや、御家庭を訪問して状況を把握するなどし、分割納付などの相談に応じることにしております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく承認いたしました次第でございます。

なお、議案第71号令和4年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）、議案第77号指定管理者の指定についての2議案につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 次に、総務委員会に付託されておりました議案第78号から議案第80号まで、議案第82号及び議案第84号の5議案について、総務委員長の報告を求めます。高砂総務委員長。

〔総務委員長 高砂 朋子君 登壇〕

○13番（高砂 朋子君） さきの本会議におきまして、当委員会に付託となりました議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第82号及び議案第84号につきまして、去る12月7日、委員会を開催し審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第82号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「65歳まで職員の定年年齢を延長するこのたびの制度改正に伴い、職員の採用人数が減ることが懸念されるがどうか。また、全体の職員数についてはどのように考えているか」との質疑に対し、「職員の採用については、採用を途切れさせることがないように、採用人数の平準化を図ってまいります。また、職員数につきましては、このたびの制度改正を受けて、定員管理計画を改定し、効果的な職員配置に努めてまいりたいと考えております」との答弁がございました。審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

なお、議案第78号指定管理者の指定について、議案第79号防府市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、議案第80号防府市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、及び議案第84号防府市体育施設設置及び管理条例中改正についての4議案につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、委員会といたしましては執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、本委員会に付託されました5議案について御報告申し上げますので、よろしく御

審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） これより関係各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 討論を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております11議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第69号、議案第71号、議案第73号、議案第76号から議案第82号まで、及び議案第84号の11議案については、原案のとおり可決されました。

選任第8号防府市監査委員の選任について

○議長（田中 敏靖君） 選任第8号を議題といたします。

本件につきましては、宇多村議員の一身上に関する事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、宇多村議員の退席を求めます。

〔15番 宇多村史朗君 退席〕

○議長（田中 敏靖君） 理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 選任第8号防府市監査委員の選任について、御説明申し上げます。

市議会議員のうちから選任しておりました監査委員の田中敏靖氏が、去る11月22日をもって退職されました。そのため、新たに宇多村史朗議員を委員としてお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 討論を終結して、お諮りいたします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第8号については、これに同意することに決しました。

ここで、辞令交付のため暫時休憩といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時22分 開議

○議長（田中 敏靖君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま防府市監査委員に就任されました宇多村議員の就任の挨拶を受けます。

〔監査委員 宇多村史朗君 登壇〕

○15番（宇多村史朗君） 就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいま当議会におきまして、監査委員の選任をいただきました宇多村史朗でございます。大変ありがとうございました。私にとりまして重責ではございますが、地方自治法の方法に則り、職務を自覚し、私に課せられました職責に誠意を持って努力いたす覚悟であります。皆様にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。（拍手）

議案第85号土地の取得について

議案第86号土地の取得について

○議長（田中 敏靖君） 続きまして、議案第85号及び議案第86号を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 議案第85号及び議案第86号の土地の取得に関する2議案について、一括して御説明申し上げます。

これら2議案につきましては、いずれも佐波川右岸広域防災広場用地として、土地所有者から土地を取得しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 土地の取得でありますので、確認の意味でお聞きをいたしますが、基本的に農地で使われておったものでありますから、土地の所有者が耕作をされておれば特に問題はないと思うんですが、昔でいう小作、農地法改正になって小作という言い方はもうしないそうですけれども、借地というような形で代わってそれを耕作すると、そういった場合には何らかの権利というものが残る場合があるというふうに聞きますが、この関係の農地についてそういったものは残っていないということによろしいのでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 現在のところ、耕作をされていた方にも御説明して、そういう権利が残らない形で所有権の移転のほうを行っていきます。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 分かりました。

それと、直接この土地の契約には当たらないかもしれませんが、こういう形で議案として出てくるもの、それから議案にかからない形の面積だとか金額で、市のほうが契約されるものがこのほかにも多分あると思うんですが、そういう形で土地の売買がどんどん先行しているわけですのでけれども、全体のここの利用計画がどうなるのか、住民の方、その辺のことを不安に思っておられる方もあるというふうにお聞きしますが、そういった計画そのものはいつ頃に示していただけるのでしょうか、素案段階でも構いませんが。

○議長（田中 敏靖君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 現在、予備設計のほう行いまして、今年度末にはその辺の設計が終わって、あらかたのものが示せるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 討論を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 85 号及び議案第 86 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 87 号工事請負契約の締結について

○議長（田中 敏靖君） 議案第 87 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 議案第 87 号工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本案は、令和 3 年度 3 月補正予算で御承認をいただき、令和 4 年度、令和 5 年度の継続事業として施工いたします防府市立桑山中学校北校舎長寿命化改良建築主体工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

お手元の参考資料にお示しいたしておりますとおり、制限付一般競争入札を行ないました結果、澤田建設株式会社と契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 本案に対する質疑を求めます。17 番、曾我議員。

○17 番（曾我 好則君） ちょっと 1 点ほどすみません、お聞きしたいんですが、この参考資料の入札執行状況を拝見しますと、1 回目が 2 億 200 万円、2 回目が 2 億円と、3 回目が 1 億 9,850 万円ということで、この状況から、あまり取りたくないなという状況が見受けられます。恐らく要因が幾つか考えられますが、市内の施工業者さんのお腹がいっぱいということがまず一つと、2 目が物価高騰等で資機材が上がっているから、なかなか不安定要素があるということと、3 目が管理技術者や主任技術者の配置技術者がなかなか思うように都合がつかないというような状況があると思っておりますが、今、防府市はどのようなお考えでいらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（田中 敏靖君） 入札検査室長。

○入札検査室長（河村 明夫君） 御質問にお答えいたします。

今年度の工事の発注件数におきまして、例年の発注件数を上回る発注件数になっていること、また本市以外の工事の発注件数も多くなっていることが一つの要因となって、このような状況になっているかと認識しております。

また、技術者の現場代理人の配置のことにつきましては、昨年 12 月から 6 月におきまして、山口県におきましては工事現場代理人の勤務要件緩和をされていらっしゃるとい

うことをお聞きしているところなんですけれども、工事におきましてもこの辺につきまして、状況を把握して柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 17番、曾我議員。

○17番（曾我 好則君） 先ほど今、工事監督のということでしたが、配置技術者の要件緩和なども併せてしっかり検討していただければというふうに考えます。

よろしく申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第87号については原案のとおり可決されました。

議案第88号防府市職員退職手当支給条例中改正について

○議長（田中 敏靖君） 議案第88号を議題といたします。

提案者の補足説明を求めます。16番、藤村議員。

〔16番 藤村こずえ君 登壇〕

○16番（藤村こずえ君） 議案第88号防府市職員退職手当支給条例中改正について、提案理由を申し上げます。

平成24年6月議会におきまして、議員提案により市長等の退職手当の支給割合を改定されて以降、現在の本市の特別職の退職手当は他市と比較し著しく低い額となっています。本年10月、7年ぶりに特別職報酬等審議会が開催され、市長、副市長はその職責に見合った報酬等が必要であるが、退職手当については他市と比べ著しく低い状況であるとの御指摘を受けておられます。今後も本市にとって有意な人材を確保するため、人口規模が同程度の県内他市と比較して遜色のない額とすることが望ましいと考え、退職手当の算出の計算方法を県内をはじめ多くの自治体で採用されている方法に改定するものでございます。

御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの補足説明に対して、質疑を求めます。23番、今津議員。

○23番（今津 誠一君） 提出者の藤村議員さんにお尋ねをしたいと思います。

その前に特別職の退職手当について、これまで議会が示してきた見解の経緯、これを振り返ってちょっとおさらいをしておきたいと思います。

まず、平成24年6月議会におきまして、議員提案で市長等の退職手当を大幅に削減する内容の条例改定案が賛成多数で可決をされました。その際の提案者は久保玄爾先輩議員でありました。その際の提案理由として述べられたことは、市長は昔は官選であったため退職金が支給されていたが、今は民選に変わったけれども依然として支給されているためということでありました。

翌年の平成25年3月議会におきまして、報酬審の答申を受けて、市長サイドから市長等の退職手当に係る条例改正案が議会に提出されました。その内容は現在の市長等の退職金の額は他市と比較して著しく低額となっている。改正前と比較して10%程度の減額した額が適当というものでした。しかし、それは否決をされました。その際の中心的な意見として述べられたことは、支給額は市民感覚からすると高額すぎるということでありました。そのときに反対された会派は自民党の明政会をはじめ公明党さん、共産党さん、その他の会派であったと思います。賛成は私が所属しておったところの和の会だったか、名前はちょっとうろ覚えですけども。

次に、平成27年の3月議会、再度市は報酬審に諮問し答申を受けて、退職手当に係る条例改正案が議会に提出されましたが、この際も否決されました。理由は前回、前々回とほぼ同様の内容でした。そして今回、令和4年12月議会におきまして、市長が諮問した報酬審の答申を受け、議員提案という形で市長等の退職手当に係る条例改正案が提出されたわけでありました。報酬審の答申・意見は他市と比較して著しく低額となっている。規模が同程度の他市と遜色のない額とすることが望ましいという内容でした。

つまり、これまで議会が一貫して反対してきた答申とほぼ同様の内容ですが、今回はこれを是とする条例改正案が議員提案という形で提出された次第です。

以上がこれまでの経緯です。

質問をさせていただきます。まず第1点ですが、特別職の退職手当について報酬審に諮問したのは市長です。よってその答申は諮問した市長に対して示されたものであります。ならば、この議案は諮問した市長が議会に提出をし、議会の審議に付するのが通常の方法です。これまでもそのようにされてまいりました。なぜ藤村議員が答申を受けた市長に代わってこれを提出されるのか、議会の議員が提出するという話ではないのではないかと私は

思います。このような特異な例は過去に一度もありません。完全に常識を逸脱していると言えます。なぜこのようなことに及んだのか、本来なら市長に、なぜあなたが提出されないのかとお尋ねをしたいところではありますが、それがかないませんので藤村議員に、なぜ藤村議員が提出するに至ったのか、その辺の事情についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 16番、藤村議員。

○16番（藤村こずえ君） 今、今津議員がお話してくださいましたこれまでの経緯について、その発端といいますか、平成24年の6月の議会におきまして議員提案によって市長以下特別職の退職金は現在の算出方法による支給額に改定されました。私はこのときは議員ではなかったんですけども、以前からこの平成24年の条例改正に疑問を持っておりましたので、その後の平成25年の3月、平成27年の3月議会においては、元の算出方法に戻す執行部提案の議案に、今津さんと同様、賛成をしております。

この件に関しましては、先ほど今津議員からの御説明にもありましたように、この10年間の議会と執行部との間で様々な議論がされてまいりました。そのことについて詳しくは申し上げませんが、過去のこととはいえ、執行部サイドにおいては議会の判断も重く受けとめているのかなど私は勝手に想像しております。ですが、いつか誰かが声を上げなければこの条例は改正されません。今後の防府市の発展を思うときに、今のままでは継続して市のリーダーにふさわしい有能な人材を得られないと考え、議員提案という方法で提案をさせていただきました。

執行部提案した議案に対しても議員が提案した議案に対しても、審議をするのは私たち議員です。議員の皆様には、今だけのことではなく将来の防府市のためにという視点に立って審議していただきたいと思ひまして、提案をさせていただきました。

○議長（田中 敏靖君） 23番、今津議員。

○23番（今津 誠一君） 私が話しました、今回、本来は市長が提出すべき議案を議会の議員が提出しているということについて、これはいかななものかということを知りたいわけですね。それについてどのように考えておられますか。

○議長（田中 敏靖君） 16番、藤村議員。

○16番（藤村こずえ君） 私は執行部ではないので執行部サイドのことは分かりかねますが、これまでの経緯を、先ほどと同じになりますけれども、これまでの経緯を重く見られたのではないかと、勝手に私の想像で申し訳ありませんが、そのように感じております。そこで、私からというのはちょっと僭越ではございますが、このままでは防府市の将来を担う人材が得られないというふうに思いましたので、報酬審の答申の中には早急ということも見受けられましたので、このタイミングで提出をさせていただきました。

○議長（田中 敏靖君） 23番、今津議員。

○23番（今津 誠一君） 議会の議員が提出することについて、議運でもそういった、それに関連する意見がありまして、以前、平成24年6月、議員提案でこれを押したことがある、だから今回も議員提案で問題ないんだと、こういう意見だったと思います。

しかし、それは全くの勘違いなんです。完全に間違っております。平成24年6月議会の際は、報酬審の答申は答申とは関係なく行われたわけです。今回は市長が報酬審に諮問をし、そしてその答申を受けたわけですから、当然市長が議会の審議に付し、条例改正をするべきだと、こういうことです。市長自身が誰に委ねることなく、この議案を提出すればそれでいいことです。

この件は置きまして、この議案提出に当たって、市長ともやはりいろいろとお話しをされたのではないかと、当然されておるといふふうに思いますが、市長自身が提出をしない理由についてなんと言われておられたのでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 16番、藤村議員。

○16番（藤村こずえ君） すみません、私は市長とはお話をしておりません。本当に私は平成24年6月の改正がいかななものかと、他市と比べても著しく低い状況はちょっとおかしいんじゃないかということを思っておりましたので、このたび勝手にといたしますか、提案をさせていただいた次第です。執行部との話はしておりません。すみません。

○議長（田中 敏靖君） 23番、今津議員。

○23番（今津 誠一君） 市長と話をしていないということですが、それは考えられないことです。あなたは間違いなく市長と話をしておられます。

次に、本来は市長が提出すべき議案を市長に代わって議会が提出するということは、明らかに議会が市長に付度しているというふうに見られ、そういったそしりを免れないと思うわけですが、市長と議会が馴れ合っているともとれるわけです。これは、二元代表制の在り方として非常に問題のある行為だと思います。これまで議会は議会報告会の冒頭、二元代表制の意味や意義について、市長と議会の関係の在り方について、毎回出席者に説明をしてきました。その議会が市長を付度したのでは、あのときの説明はなんだったのかということになります。藤村議員はこのことについてどう思いますか。

○議長（田中 敏靖君） 16番、藤村議員。

○16番（藤村こずえ君） 私は誓って市長と話をしておりません。それだけははっきり申し上げさせていただきます。それは私にとっても大変心外ですので、それははっきり申し上げさせていただきます。議員提案であった、その平成24年のときの経緯はよく分かりませんが、私は今津議員と同じように平成25年3月も平成27年3月も賛成してまい

りましたので、この今の現状がおかしいということはずっとこの10年間思ってきたわけです。そこで思い切って提案をさせていただいた次第ですので、決してその付度という視点は持たないでいただきたいというふうに思います。

○議長（田中 敏靖君） 23番、今津議員。

○23番（今津 誠一君） 今、市長と全く話をしてないと言われましたけれども、それならば完全な付度ということですか。よく分かりますね。

それと最後の点になりますが、これまで議会は平成20年6月議会におきまして、市長等の退職手当を大幅に下げること賛成しました。その後、退職手当を引き上げるというか、元に戻す内容の答申が2度とも否決されました。今回2度にわたり否決したものとほぼ同様の内容の議案が提出されております。これまで、平成24年6月議会において大幅に下げること賛成し、平成25年3月と平成27年3月議会において引き上げることに反対した議員諸氏のうち、今回引き上げに賛成する議員がおられると聞いております。これまでと真逆のことをされようとしているわけですが、それらの議員諸氏はその理由をなんと説明されるのか、ぜひとも聞きたいところです。しかし、これもその議員さんに聞くことができません。したがって提出者にお聞きしますが、それらの議員諸氏から今回賛成する理由をどのように聞いておられるのかお尋ねします。

○議長（田中 敏靖君） 16番、藤村議員。

○16番（藤村 こそえ君） 今回この議案を提出するに当たって、私の思いを伝えさせていただきました。全員に伝えさせていただきました。今後の防府市の発展を思うときに、先ほどと同じになって申し訳ないんですが、有能で志を持って市民のために汗をかくリーダーが必要です。今後も継続してそのリーダーにふさわしい人材を確保するために、その職責に見合った評価として退職金を見直すときがきているのではないかというふうにお伝えをさせていただきました。会派の皆様や当時反対をされた皆様にも御理解をいただけたんじゃないかなというふうに私は思っております。

○議長（田中 敏靖君） 4回になりましたがいいですか。最後にしてください。23番、今津議員。

○23番（今津 誠一君） 今、回答になってないんですけど。該当する議員さんに説明責任があるんじゃないか、どういうふうに聞いておられますかと聞いたんですけども、あんまりその辺はちょっと言及が全くなかった。じゃあ聞きますけど、これまでと全く違う意見を表明される議員さんは、ちゃんと説明をする責任があると、説明をするべきだというふうに思いますが、藤村議員さんはそう思われませんか。

○議長（田中 敏靖君） 16番、藤村議員。

○16番（藤村こずえ君）　そうですね。提出者が私なので、私は説明をさせていただきまして、そのときに御理解をいただけたと私は思っております。そのときにいろんな言葉をいただいたわけではありませんが、御理解いただけたものと思っ提案をさせていただいた次第です。前回、否決をされた方が今回賛成をされるということについても、その時々社会情勢やいろんな考え方もあると思いますし、私はその方々一人ひとりにどうしてというふうに伺うことは別にしようとは思いませんが、今津議員はもしどこか別室でお伺いしてもいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（田中　敏靖君）　ほかにございませんか。24番、清水議員。

○24番（清水　力志君）　先ほどの藤村議員からの提案理由の中で、人口規模が同程度の県内他市と比較して遜色のない額にすることが望ましいというふうにございましたが、これは10月28日付で防府市特別職報酬等審議会が出された答申の中にも書かれています。

質問なんですけれど、今回の改正で市長及び副市長の退職手当の額がどのように変化するのか、また同規模の県内他市と比べてどういうふうになるのか、教えていただけないでしょうか。

○議長（田中　敏靖君）　16番、藤村議員。

○16番（藤村こずえ君）　現在は、市長の退職手当は380万円ほどぐらいです。副市長の退職手当が315万円程度ということで、県内ではもちろん最も低い金額となっております。改正後は支給割合を100分の50で、市長100分の50、副市長は100分の40で計算をしていただくと、支給額は市長2,100万円、副市長は1,400万円となります。県内他市の人口規模の同程度のところと申しますと、防府市の人口は山口県内の中では13市の中で6番目です。周南市、岩国市、人口規模4番目の周南市で2,700万円、人口規模5番目の岩国市で2,600万円万となりますので、その2市に比べても低い金額となっておりますし、支給割合も低く設定をされております。

○議長（田中　敏靖君）　ほかにございませんか。14番、和田議員。

○14番（和田　敏明君）　先ほどの今津議員の質問との回答の関連で、藤村議員、市長とは誓って話をしていないというふうにおっしゃられておりましたが、先般、うちの会派にこういうものを提出するというふうを訪ねて来られたときに、これは市長は何と言っているのと聞いたときに、市長はいや自分はいいんだと、だけど今後のことを考えたときには、将来のことを考えたときにはこういうものが必要だというふうにおっしゃられたと言われていました。それも藤村議員の想像ということなんでしょうか。

それと、本人確認もなくこういうものを勝手に議会が出すというほうがいかなものか

と思いますが、その点についてお答えください。

○議長（田中 敏靖君） 16番、藤村議員。

○16番（藤村こずえ君） 私は市長とは話をしておりません。ある新聞に、答申を受けた市長に対する記者会見の内容が載っておりまして、過去のことも踏まえて議会のことを重く見たのではないかと推察するような、そのような記事を、市長の記者会見の記事を目にしましたので、私もそう思っておりますので、この10年間のやり取りを見ていたら、やはり議会の議決も無視はできないというふうに思われたんじゃないかなというふうに推察をした次第です。

○議長（田中 敏靖君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 記者会見の記事については、また後ほどこっちにも示していただけますか。どこのものか分からないので。我々もきちんと事実確認をしないといけないと思いますので。

それと藤村議員、そうですね、当時我々と同様に市長の退職金等は下げるべきではないと、その思いを酌んでということなんでしょうが、それであれば今回の市長の諮問関係なく議員として提出ということであれば、当時特別職についても同様に準じて下がったと思うんですけど、このたびは市長と副市長だけですよ。議員提案の中でそういった特別職についての配慮ということは話はされなかったんでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 16番、藤村議員。

○16番（藤村こずえ君） 確かに、これまでも報酬審の答申を受けて市長、副市長の報酬、退職金の変動に準じて特別職である教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者の報酬退職金も連動しております。今回もこの見直しに連動して、そのほかの特別職の見直しもされてもいいんじゃないかと私は個人的には思います。ですが、議案提出に当たって議員各位の御意見の中に、答申では市長、副市長の退職手当の額について云々とありますので、市長、副市長だけでいいのではというお声もございました。今回の提案は、私はあくまでも報酬審の答申を参考にさせていただきましたので、市長と副市長の退職金の額を改定するために提出をさせていただきました。

○議長（田中 敏靖君） よろしいですか。ほかにございせんか。2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 私も市長、副市長のみということをお聞きしようと思っておったわけですが、今御答弁がありましたのでその点については質問を控えますが、下関や宇部でも既に市長、副市長だけがこういった高額な退職金を受け取るという形になって、教育長、ほかの退職金については一般職の職員の扱いと同じになっているということだけ、今申し上げておきます。

それと、市長が100分の50、それから副市長が100分の40という、この掛ける数字ですけども、以前は50、40、あと30だとか25だとかいう形で変わっていったわけですが、これが非常に根拠のない数字ではないかと思うんです。これはだから各自治体でばらばらになっております。市長について一番高いのが下関と周南の60で、一番低いのは萩の45です。副市長についても高いのが下関の100分の45、低いところは長門と美祢の100分の30というような形になって、なんとなく人口規模がこの50とか60とか40とかになっているような気もするわけですが、それでこれまでは平成27年2月の答申のときには100分の45、それから100分の35というような答申がされておりました。それを受けて、市長は45からさらに5下げて100分の40、100分の30で平成27年3月議会では出されております。

ところが今回は、それよりもまた戻って100分の50、100分の40という、これまで今回の答申は割合を明示してないわけですが、一番そこを明示した直近の答申は45、35ですが、そしてそれを受けて当時の市長が出したのは100分の40、100分の30という数字ですが、これを今回100分の50、100分の40にされて提案されたのはどういようなお考えでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 16番、藤村議員。

○16番（藤村こずえ君） この答申の意見の中に、市長及び副市長の退職手当の額については他市と比較して著しく低い額となっていると。今後有意な人材を継続的に確保するため、人口規模が同程度の県内他市と比較して遜色のない額とすることが望ましいと考えるというふうにありました。額というふうに書いておりましたので、金額も見てみると、先ほど申し上げましたように2,100万円、類似団体、同規模のといいますと周南や岩国、2,700万円、2,600万円、人口規模が防府が6番目なんですけど7番目の山陽小野田市6万2,000人程度の人口規模のところでも2,400万円なんです。下松も2,400万円。また人口がどんどん低くなるんですけど、光も2,300万円というふうに見ていけば、柳井市が人口が12番目です。3万2,000人の柳井市でも2,000万円ということで、人口規模が同程度の県内他市と遜色のない額というところで、割合ではなく金額として100分の50でも2,100万円なので、この程度でいいのではないかというふうに思って、そうすると平成24年6月以前の数値、割合数値にはなるんですが、そのように提案をさせていただきました。

○議長（田中 敏靖君） よろしいですか。質疑を終結して、お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。23番、今津議員。

○23番（今津 誠一君） 議案第88号防府市職員退職手当支給条例中改正について、討論をいたします。

私はこれまで市長等の退職手当につきましては、類似団体の平均的水準とすることを是としてまいりました。よって今回報酬審が示した答申の内容そのものには異論はありません。したがって本来、本議案を提出すべき市長が通常の、普通の方法で提出しておられれば、当然賛成したはずですが、しかし諮問した当の本人が提出されず、代わって議会の議員が提出するという異例な事態について十分な説明がなされず、その真意を理解しかねるところであります。市長自身が提出すべき議案を議員が付度し、議案を提出していること、そしてこのことは市長と議会の馴れ合い、_____であり、二元代表制の在り方にもとる行為であると思います。また、これまで退職手当を引き上げる答申・意見に一貫して反対してきた議員のうち今回賛成を表明する議員がおられるが、その理由を明確に説明する責任がありますが、これまでその説明責任が果たされておりません。

以上の理由により、当該議案については賛成できない旨、表明いたします。

なお、これまで今回の答申・意見とほぼ同じ内容の答申・意見に反対してきた議員諸氏は、今回の答申・意見に賛成する理由を説明する責任があります。何らかの方法で市民によく分かる形でその理由を示していただきたいと思います。議会の見識、あるいは議会の権威が失われてはなりません。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 6番、久保議員。

○6番（久保 潤爾君） 議案第88号防府市職員退職手当支給条例中改正について、「無所属の会」は賛成の立場で討論いたします。

平成24年6月に議決された市長退職金の大幅な減額により、同規模の自治体と比較して著しく低くなった市長の収入を適正な金額に戻すものであり、防府市政の今後のために有能で意欲ある人材が市長に立候補してもらうために必要な内容であることを認めます。

しかし、特別職報酬等審議会の答申に対して議会が議案を提出するという、あまり筋のよくない形になったことは残念に思っております。提案者からの説明もありましたが、答申が出ていない状況であるならともかく、答申が執行部に対して提出されている以上は執行部が提出すべき内容であったと考えます。この点は今後執行部もよく考えていただきたいと思います。

またこの問題に関しては、私は4年間の任期で退職時に月額給与の約2年分の退職金が

出ることについて、これは選挙によらず選ばれる官選市長制時代の名残であり、税制上の優遇措置も撤廃されていることから、各自治体市長の退職金制度そのものが問題であることを平成27年3月議会の反対討論で述べました。その上で、責任が重く激務である市長の収入はそれに見合ったものである必要があるので、月額給与の引き上げ等で対応すべきである旨も述べさせていただきました。このことについては当時何人かの同僚議員にも賛同いただきました。そういう経緯もありますので、内容が市長退職金の金額の引き上げである議案に賛成することに対してじくじたる思いもあります。ありますが、冒頭述べましたように大局的に見て、防府市政の将来につながる提案であることを認め賛成いたします。以上です。

○議長（田中 敏靖君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） この議案第88号に反対の立場から討論をいたします。

今回の提案はこれまでの2回にわたる市長部局からの提案とは異なり、市長、副市長に限定されたということで、その点については幾分といいますか、評価もさせていただきたいと思います。常勤監査委員についてこういった形で退職金定めておりますのは周南と山口の2市だけであります。常勤監査員を置いてない市もあるかもしれませんし、また上下水道事業管理者についてはこういった月で計算する退職金を置いておるのは6市しかありませんので、上下水道事業管理者を置いてないという自治体もあるからということも考えられますが、こういった中で市長、副市長に限定されたということは、ひとまず評価をさせていただきます。

私はこれまで平成24年6月議会の討論、あるいは平成25年3月、平成27年3月議会の議案質疑と討論でこれについて意見を申し上げておりますが、改めて整理をいたします。

第1に、地方自治を専門とする学者の間にも市長の退職金の廃止を言われる方がおられるということでもあります。その例として私は大森彌という東京大学名誉教授の、地方自治に関して大先生だと思っておりますが、当時、以前の討論では第一法規が出しております自治実務セミナーという雑誌の入門講座の中で、自治体の首長を取り上げたシリーズがありました。その中で退職金について、ちょうどその雑誌の連載の頃に都知事が退職をしましたので、東京都知事の退職金と総理大臣の退職金を比較し、同じ4年間で総理が521万円で、都知事が3,697万円という額の差を当然とするか不自然と見るか検討の余地がありそうである。あるいは知事や市区町村について、地方自治法が常勤かどうかは決めていないにもかかわらず、どうして給与及び旅費を支給しなければならないのか、それ自体が問題と成し得る。しかし自治体では特別職職員の給与に関する条例によって首長の給与を定め

ていると、こういうふうに書いてあります。そして給与の面で、首長職には特別の配慮をしていると言える。その典型が退職手当であるというふうに述べられ、その連載の最後のところでは知事への退職金支給は法的根拠に基づくものではあるが、戦前に常勤職の国の管理であった知事が戦後改革で公選職に変わったにもかかわらず、退職金支給の当否はほとんど検討されることなく、当然のように存続していた面を否定できない。財政難が続き、住民の厳しい監視の目が向けられるようになった現在においては、4年の任期ごとに相当高額の退職金を受け取ることに對しては、普通の住民の感覚からは強い違和感や疑問が拭えず社会的批判が高まっていると言える。

こんなふうに述べられております。これはその後、第一法規から「自治体の長とそれを支える人びと」という単行本として出て、これは議会図書室の本ですけれども、議員であればみんな見ることができると思います。

それから2番目の問題とすれば、先ほども申し上げましたが4年間という短期間の退職金としては市民感覚、市民目線からすれば高額であるということでもあります。これは当時、特別職の退職金を下げて議会報告会をしたときなどには大いに市民の皆さんからこれについては支持を得たという感覚が私にはあります。

第3に、旧来の計算方式が給与の額と勤務月数のほかに役職ごとに異なる係数によるものであり、この係数の違いを合理的に説明できないものであるということです。以前は、防府市も50じゃなくてもっと高い数字がありました。各自治体のこの数字も非常にばらばらで、これはまさに付度というのかそういうものに過ぎないというふうに言ってもおかしくないと思います。

第4に、この旧来の計算方式に対してこれまでの計算方式は、これは国の内閣総理大臣等の俸給等に関する法律、この法律において退職手当は一般管理について定められているものの例によると定められているものに準じて、現在の条例が作られておるわけでありませう。そういった意味で、合理的な計算方式であるということでもあります。

さらに5番目に、先ほど久保議員も言われましたが、国の平成24年の税制改革により、勤続5年以内の高額な退職金については優遇措置が廃止され、これまでは2分の1課税というものがありましたが、これが役員だけではなく、令和3年度の税制改正でこれが一般の人にも広げられておりますが、2分の1課税というようなそういった制度が廃止されて、短い勤続年数の高額な退職金を抑制する方向にむしろなっているわけです。これにむしろ逆行するのが今回の条例改正であります。

さらに一言付け加えれば、退職金は給料の後払い的性格を持つものとされているわけですから、市長をはじめ今回の条例改正で挙げられている役職が重責であるとするれば、退職

金の計算方式はこのままとし、報酬審議会は給与額を上げることの答申をすべきではなかったかと考えます。また市長の側から当然提出をすべきでなかったかということも意見として申し上げておきます。

以上で討論を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） 議案第88号防府市職員退職手当支給条例中改正について、反対の立場を表明いたします。

まず最初に、先ほども何人かの議員がおっしゃっておりますが、今回のこの議案に対しては、防府市特別職報酬等審議会において市長が同審議会に諮問を行い、それに対して同審議会が市長に行った答申に基づいて議案が上程されたものだと考えます。であれば、この議案は議員提案ではなく、本来は執行部、市長部局から上程されるものではないかというふうに考えます。現在の条例で改正された平成24年6月の定例会においては、市民感情からいって納得できない、理解が得られないといった理由で改正された経緯がございます。現在の情勢の中でそういった市民感情が払拭されたのか、果たして理解が得られたのかが疑問に思うところであり、こういったところがもう少し審議をするべきではなかったかと考えます。

以上のことから、本議案について賛成しがたいところがあり、反対の立場を表明いたしまして討論とさせていただきます。

○議長（田中 敏靖君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 議案第88号防府市職員退職手当支給条例中改正に対し、「公明党」として賛成の立場で討論いたします。公明党は平成25年、同27年、防府市特別職報酬等審議会の答申に対して異を唱えてまいりましたが、昨今の市長をはじめとする職員の皆様の責任ある市政運営の遂行により市民のための数々の政策が実現されている状況下、今後有意な人材を確保していく必要性があることを踏まえ、今回の市長及び副市長の退職手当の額については人口規模が同程度の県内他市と比較して遜色ない額とする、速やかに改定することが望ましいとする、防府市特別職報酬等審議会の答申を尊重し賛成いたします。

これまでの対応は平成22年市長選挙におきまして、行政改革とともに市議会にも議員定数半減を訴えられ、4選された当時市長が自らの給料半減、退職金廃止を定めた条例改正を提案されたこと等が発端となり、皆様御存じのとおり様々な議論が交わされた中でございました。当時は行政コストの削減に取り組む我が党の方針を参考に対応してまいりましたが、市民の命と財産を守る市政運営における最高責任者としての退職手当の額

については、持続可能な未来の防府市を見据え、県内他市と同等にとの提案を是とするものでございます。

私ども会派「公明党」は、メンバーこそ変わりましたが陣容を変えず、あらゆる議案に対し協議に協議を重ね、そのときそのときの状況を踏まえ、最適な判断をしてまいりました。今回も当時のことを知らない河村議員、村木議員と何度も協議してまいりました結果でございます。

今後、防府市が抱える少子高齢化、人口減少が加速する中であって、問題山積する中、二元代表制の下、首長、議会共々緊張感を持ち、本来の目的である市民の福祉向上のための議論がこの場で活発に行われることを願い、賛成討論といたします。

○議長（田中 敏靖君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 議案第88号の市長及び副市長の退職手当の改定に伴う条例改正案について、適正な額にするということについては全く異論はありませんが、これまでの経緯からして、今回の提案の在り方は不相当でということから反対の討論をいたします。

市長ら特別職の退職金につきましては、いろいろお話がありましたが、10年前の平成24年に議員提案によって引き下げられました。当時は、市長の議員定数半減、自らの退職金の全廃などの選挙公約をめぐって、市長と議会は激しく対立状態にあり、私はその延長線上においての退職金の引き下げとなったと思います。冷静に顧みますと、その行為は越権的にも見られ、決して正しい判断であったとは断言できないのではないかと考えます。

さて、提案された市長及び副市長の退職金手当の引き上げ案については、池田市長が9月22日防府市特別職報酬等審議会に対し特別職の退職手当について諮問されています。そしてこれを受けて審議会では3回にわたる慎重な審議を経て、10月28日に他市と比較して遜色ない額にすることが望ましいと池田市長に答申しています。この一連の経緯、また防府市特別職報酬等審議会の存在からして、諮問をし答申を受けた側から特別職の退職金について提案することが私は筋道であり、正しいルールだと思っております。よって今回の提案には反対いたします。

○議長（田中 敏靖君） 8番、石田議員。

○8番（石田 卓成君） 本議案に会派「敬天会」として、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどからのお話ありましたが、この報酬の件については、前の市長さんが選挙で議員定数半減、ポピリズムです、これ、はっきり言って。給料を下げろとか数を減らせとか、こうやったら一時的な人気は得られるんです。ですけど、一時的なそういう人気取り

とかその場の思いつきで判断していいものではなく、本当は踏み込んではいけない部分に議会側も踏み込んでしまったものと思っております。

我々議会、一度判断したことでも間違っていたと、人ですから間違えることは当然あるわけで、そういうときには素直に改めるべきだと、そういう姿勢が大切だと思いますし、何よりも大切なのは将来の世代が困ることのない判断をしていくことだと思っております。

その上で賛成させていただくわけですが、市長に要望ですけど、今後は毎年ちゃんと報酬審を開いていただきたいというのがまず要望です。それとあと議員各位には、この問題、前の市長さんが言われる前は、その後議員定数も削減しておりますが、今後、議員定数も元の状態に戻す議論、これが起こることを期待して賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 5番、松村議員。

○5番（松村 学君） 「防府一番」につきましては、ただいまの議案に賛成の立場で討論をいたします。また、当時減額した議員としてこの賛成討論をもって説明責任を果たしたいというふうに考えております。

そもそもひも解いてみますと、本当に過去にかなり遡りますが、市長の退職金返上、そして議会定数半減という前市長の公約からこの問題が生じました。当時議会も定数が27人で、全国平均より少し少ないような数でしたけども、それでも市民の意見を聞いて、議員定数を2人削減して、その効果額は約6,000万円削減できたと考えております。ただ、それによって市長の退職金を変えたわけではございません。この問題によって、市長の退職金の計算方式があまりにも市民の理解というのが得られないのではないかという中で、この計算式を、今の現職の公務員の皆さんと同じ退職金の係数に変更したものでございます。

市長の報酬は一般市民から見ても高い水準にはありますが、しかし市長の日頃の公務によって支出する金額というのは本当にすごい多額でございまして、決して市長の日頃の報酬も高いものであるとは言えません。我々は一貫して、未来に向けた市長の報酬を上げていただいて、適正な収入の取り方を議会としても再々提案いたしましたが、前市長さん、また今の市長さんもしていただけない状態でございます。その中で今回、藤村議員より防府の未来のため、すばらしい市長を迎えることができるよう、他市と遜色ない退職金に戻すべきだという熱い思いをお聞きいたしまして、そうだなと、未来のためにはやはり今、必要な部分はしっかりやはり戻しておくべきではないかという私の結論に至ったところでございます。

未来の市長のために、ぜひとも今後、退職金という形ではなくて、本当に市長にふさわしい報酬の在り方について報酬審で審議していただいて、いつか執行部のほうから市長にふさわしい報酬、そういうものが上がってくることを期待いたしまして賛成の討論といたします。

○議長（田中 敏靖君） 10番、梅本議員。

○10番（梅本 洋平君） 議案第88号防府市職員退職手当支給条例中改正につきまして、会派「自由民主党」を代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

池田市長が就任以来、防府市の予算は毎年過去最高を記録しており、就任前と比べると当初予算ベースで市の予算は約70億円増加しています。この予算は教育、福祉、医療、道路、河川、あらゆる形で市民の皆様に還元されていき、現在も市民の皆様の暮らしを豊かにしています。だからといって、成績がよいから退職金を上げようという話では全くございません。どのような方が市長になれるかによって、市民の皆様の暮らしは大きく変わってくるということでございます。

特別職報酬等審議会の喜多村会長の発言の中に、将来この町が優秀なリーダーをいただくためにもという発言がございました。優秀な人材というのは既にいろいろな組織で活躍されており、その方を組織からいただく、その人の人生の一部を市のためにいただくという意味であると私は受けとめました。この町が将来、優秀なリーダー、市長をいただくためにも報酬審の答申のとおり、現在他市と比較して著しく低い退職手当を人口規模が同程度の県内他市と比較して遜色のない額とすることが望ましいと考え、ひいてはこのことが必ず市民の皆様のためになると考えます。将来この町が優秀なリーダーをいただくために、この町の未来のために本議案に賛成いたします。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第88号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（田中 敏靖君） 起立多数でございます。よって、議案第88号については原案のとおり可決されました。20番、河杉議員。

○20番（河杉 憲二君） すみません、先ほど討論の中で、今津議員の発言の中で、議会に不穏当の発言等々がる見られましたので、それについて改善を求めたいと思いますので御審議ください。

○議長（田中 敏靖君） 暫時休憩といたします。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 29 分 開議

○議長（田中 敏靖君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

直ちに議運を開催いたしますので、議運のメンバーは3階の全員協議会室にお集まりください。

ここで暫時休憩といたします。

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 49 分 開議

○議長（田中 敏靖君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどの今津議員の発言の中で、いろいろ議論がありましたので、私、議長において後刻、記録を調査の上、不穏当発言があった場合には善処することといたします。よろしくお願い申し上げます。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（田中 敏靖君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第108条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。

よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

これをおもちまして、令和4年第4回防府市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

なお、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、5分後に議場において説明会を開催

いたしますので、議員の皆様は今しばらくお待ちください。お疲れさまでした。

午前 11 時 51 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 12 月 14 日

防府市議会議長 田 中 敏 靖

防府市議会議員 村 木 正 弘

防府市議会議員 高 砂 朋 子